

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条・第3条関係）				別表第1（第2条・第3条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 } 35	……略……	……略……	……略……	1 } 35	……略……	……略……	……略……
35の 2	……略……	……略……	建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数	35の 2	……略……	……略……	建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数

			料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額) ア～ケ ……略……				料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額) ア～ケ ……略……
35の 2の 2	……略……	……略……	計画の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、35の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準	35の 2の 2	……略……	……略……	計画の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、35の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準

			適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)				適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)
35の 2の 3	……略……	……略……	移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、35の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適	35の 2の 3	……略……	……略……	移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、35の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適

			合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)				合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)
35の 2の 4	……略……	……略……	計画の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、35の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築	35の 2の 4	……略……	……略……	計画の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、35の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築

			基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)				基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)
35の3 、 35の7	……略……	……略……	……略……	35の3 、 35の7	……略……	……略……	……略……
35の8	建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了	……略……	……略……	35の8 、	建築基準法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了	……略……	……略……

	(建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。)(35の12の項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の通知に対する審査				(建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。)(35の12の項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の通知に対する審査		
35の9	建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了(建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合(35の13の項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の通知に対する審査	……略……	……略……	35の9	建築基準法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了(建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合(35の13の項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の通知に対する審査	……略……	……略……
35の10	建築基準法第18条第21項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)又は同法第87条	……略……	……略……	35の10	建築基準法第18条第17項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)又は同法第87条	……略……	……略……

	の4において準用する同法第18条第21項の規定に基づく建築設備に関する工事完了（35の14の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査				の4において準用する同法第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する工事完了（35の14の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査		
35の11	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第21項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査	……略……	……略……	35の11	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第17項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査	……略……	……略……
35の12	建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了（建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）に係るものに限る。）の通知（当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされる	……略……	……略……	35の12	建築基準法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了（建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）に係るものに限る。）の通知（当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされる	……略……	……略……

	ものである場合に限る。35の14の項において同じ。) に対する審査				ものである場合に限る。35の14の項において同じ。) に対する審査		
35の 13	建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了（建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	……略……	……略……	35の 13	建築基準法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了（建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	……略……	……略……
35の 14	建築基準法第18条第21項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する工事完了の通知に対する審査	……略……	……略……	35の 14	建築基準法第18条第17項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する工事完了の通知に対する審査	……略……	……略……
35の 15	建築基準法第18条第29項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了の通知に対する	……略……	……略……	35の 15	建築基準法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了の通知に対する	……略……	……略……

	審査				審査		
35の 16	建築基準法第18条第29項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第18条第29項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	……略……	……略……		35の 16	建築基準法第18条第20項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	……略……
35の 17	建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第29項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	……略……	……略……		35の 17	建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	……略……
35の 18	建築基準法第18条第38項第1号又は第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認	……略……	……略……		35の 18	建築基準法第18条第24項第1号又は第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認	……略……

	定の申請に対する審査				定の申請に対する審査		
35の 19 ゝ 78	略.....	略.....	略.....		35の 19 ゝ 78	略.....	略.....

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

